

## 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表(案) 抜粋

変更前(変更点に下線)	変更案(変更点に下線)	備考
<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合(以下「アンマッチ」という。)は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</p> <p>一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合</p> <p>二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合(新設)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。</p>	<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合(以下「アンマッチ」という。)は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</p> <p>一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合</p> <p>二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合</p> <p>三 廃止中の供給地点において、電気を使用していることが明らかな場合にあって、電気の使用を開始した日と異なる日を再点日として、再点申込みがなされた場合</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。</p>	<p>・クーリング・オフのケースに限らず、遡及して再点申込みすべきケースをアンマッチの解消に努めるよう新たに規定。</p>